


(コピーをして使って下さい。)

就業規則 (変更) 届

		労働保険番号	
		38 1 06 000951-000	
		整理番号	※
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
サービス業 介護保険事業	ヒカリメディカルサービス株式会社	四国中央市中之庄町398番地1	
就業規則又はその変更事項		別紙のとおり	
意見の聴取年月日		令和4年3月14日	
意見書	下記のとおり	労働者数	20人
<p>令和4年3月17日</p> <p>使用者 ヒカリメディカルサービス株式会社 代表取締役 武内 由紀子 </p> <p>新居浜労働基準監督署長 殿</p>			

意見書

別紙の就業規則 (賃金規程) (変更) に関する意見は下記のとおりである。


記

同意します。

令和4年3月14日

労働者代表

職名 看護職

氏名 石川 三枝子 

ヒカリメディカルサービス株式会社
代表取締役 武内 由紀子 殿

※は記入不要

職員就業規則 (賃金規程) 新旧対照表

変更前規則	変更後規則
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (賃金の構成) 賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(2) 諸手当 (役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (賃金の構成) 賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(2) 諸手当 (役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、処遇改善補助手当、送迎手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p> <p>第22条 (処遇改善補助手当)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助 (処改補) 手当を支給する。なお、処遇改善補助 (処改補) 手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート (被用者保険に加入) 社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>(2) 前項の手当は、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p>
<p>第22条 (賞 与)</p> <p>第23条 (支給対象者)</p> <p>第24条 (算定審査事項)</p>	<p>第23条 (賞 与)</p> <p>第24条 (支給対象者)</p> <p>第25条 (算定審査事項)</p>

